

伊勢崎市監査委員告示第6号

公 表 書

令和7年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づき
その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年8月26日

伊勢崎市監査委員 光山 喜一郎

同 高田 嘉郎

同 長沼 宏泰

記

1 定期監査結果報告書

上下水道局

総務課、上水道整備課、浄水課、下水道施設課、治水課、下水道整備課

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は、伊勢崎市監査基準（令和2年伊勢崎市監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

3 監査の日程及び対象

令和7年7月7日（月）

○上下水道局

総務課・上水道整備課・浄水課・下水道施設課・治水課・下水道整備課

4 監査の着眼点

令和6年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策及び現金、備品、薬品等の管理状況は万全であるか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に關係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 契約関係について

オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、現地において対象各課の予備監査結果と提出書類に基づき質疑応答形式で実施した。

6 監査の結果

〔総括〕

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、局長に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

〔事務改善〕

予備監査の結果を含めた事務改善事項で主なものは、事務関係において、工事完成通知書に決裁印が漏れているもの、薬品管理簿の記載誤りがあった。

契約関係において、単価内訳書及び監督職員指定通知書が未作成のもの、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の有効期限が切れているものがあった。

チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。